

災害時要配慮者支援事業費補助金について

災害時要配慮者支援事業の補助金について

補助の目的

自主防災組織の中で、災害時に特に配慮が必要な避難行動要配慮者等の確保・支援を目的に、避難行動要配慮者等への情報伝達や避難支援ができる体制づくりに取り組みたいことを目的としています。

補助金交付の対象となる団体

- 自主防災組織に対して交付します。（自治会ではありませんのでご注意ください）
- 連合防災会の場合は、構成する全ての自治会で取り組みをお願いします。

補助金交付の条件 ～補助を受けるために取り組んでいただくこと～

- 自主防災組織で避難体制表（避難行動要配慮者等への連絡網のようなもの）を整備する。
※ 避難行動要配慮者を全員含んでください。
- 平時時に連絡体制表をもとに情報伝達訓練（訪問、電話、メールなど）を実施する。
（※1）訪問し、状況の確認や避難訓練への参加の呼びかけ等の連絡ができる体制を構築する。
（※2）防災訓練時などに、電話やメールなどで避難訓練の連絡が確認できる体制を構築する。
- 避難行動要配慮者がいない（少ない）地区でも、対象となる避難者などの災害時要配慮者まで広げて連絡体制表を作成することで、補助金が活用できます。

右ページの取り組みイメージ（※1）を参考に、活動をしてください。

補助限度額

- 総額6万円の全額補助（1,000円未満は切り上げ） ※連合防災会は、6万円×自治体数以上となります。
- 限度額を超えた部分は自主防災組織の負担となります。

（ご注意）

補助金は事業完了後の実績に基づいて交付されます。一時給付金や補助金等ではありません。交付金を受け取った後、事業が完了しない場合は返還する必要があります。

補助対象経費

◆◆ 平常時の経費が対象です。災害時の経費は除きます ◆◆

活動者への活動費

活動費の上限額：活動者1人当たり1日2,000円以内
自治会費、民生委員の方にも活動費の交付が可能です。（自主防災組織の一員として活動するため）

活動費の用途にわたる費用

- 活動参加者への飲料代等（菓子代や弁当代を除く） ※活動に使用する文房具代など
- 活動の際に使用する手帳用紙代など
- 飲料代以外の経費については、申請時にご説明ください。（補助対象外となる経費があります）
- 購入日が申請前や申請日の日の場合は認められません
- 購入品と活動費に大きな差があると認められる場合があります

※ 補助金を活用した取組をお願いします。

注意事項

- 必ず活動中に申請が必須です。（年度中、1日限り）
- 他の補助金交付を受ける活動は対象外です。

（※1）地域での取り組みイメージ

【防災会長が行うこと】	【活動者 みんなで取り組むこと】
1. 事前の準備 ・活動参加者の決定 → 開催案内 ・「連絡体制表の（※）」と、訪問することをお知らせする「お知らせ文書」作成 ・福祉保健課へ補助金の申請 申請書類等ははだす市ホームページでダウンロードできます	1. 準備作業及び活動内容の説明 ・情報伝達訓練の準備 ・個人情報の整理・連絡体制表の作成 ・報告書の作成 ・連絡体制表の（※） ・連絡体制表の（※） ・「お知らせ文書」（要支援者の人数分） ・「お知らせ文書」（要支援者の人数分）
2. 活動当日の準備 ・連絡体制表の（※） ・「お知らせ文書」（要支援者の人数分） ・「お知らせ文書」（要支援者の人数分）	2. 活動日を決める ・活動日時等の情報伝達の日程 ・報告書の作成 3. 連絡体制表をつくる 4. 訪問日時を決める 5. 訪問日時を訪問者へ伝える 6. 必要書類を訪問者へ渡す
3. 活動当日の実施（訪問など）	1. 「お知らせ文書」をポストに貼る ・緊急時や避難時に活用し、「避難計画」の作成を促す ・緊急時の連絡先や身体状況に変更はないか？ ・支援者の連絡先に記載できる家族や近所者等はいないか？ 2. 活動当日 ・活動参加者の人数が足りなくなった ・自主的に参加する者は、連絡をすること ・活動参加者の人数が足りなくなった ・活動参加者の人数が足りなくなった ・活動参加者の人数が足りなくなった
4. 活動後のフォローアップ	1. 活動参加者の人数を確認 2. 活動参加者の人数を確認 3. 活動参加者の人数を確認 4. 活動参加者の人数を確認 5. 活動参加者の人数を確認 6. 活動参加者の人数を確認

（※2）

福祉保健課が作成のお手伝いをします。

（出典）福祉保健課（大分市役所 第2庁舎2階） TEL:585-6022（直通） 令和5年12月

みんなで準備 みんなで避難

災害時要配慮者の避難支援の手引き（概要版）

近い将来発生するとされている南海トラフ地震では、大分市でも東日本大震災と同じように大きな被害を受けることが予想されています。過去の大規模な災害では、近隣住民の助け合いである「共助」により多くの命が救われており、災害時に犠牲者を減らすためには、「自助」や「共助」の力が大切です。

名簿や個別避難計画を活用して、日頃からの準備を進め、災害に備えましょう

市では、高齢者や障がいのある方など（災害時要配慮者）のうち、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要配慮者）の名簿や個別避難計画を作成しています。また、避難行動要配慮者で本人から同意を得られた名簿等は、平時時から地域の避難支援の関係者に提供しています。この名簿や個別避難計画を活用して、日頃から「声かけ」や「訓練」など事前の準備を進めることが、災害時に助け合える地域づくりにつながります。

地域のみなさんご協力をお願いします！

【災害時要配慮者】

災害時に特に配慮が必要となる方
（高齢者・障がい者・難病の人・乳幼児・妊産婦・外国人など）
※生活の拠点が自宅にある方

【避難行動要配慮者】

自力では避難ができない（手助けが必要な）方
● 家族だけでは避難対応が困難な方
● ひとりでは避難が必要と判断できない方 など

地域で
気にかけてほしい
方々を統括して
「災害時要配慮者」と
呼んでいます

長期入院患者
施設入所者
など
※生活の拠点が
自宅にない方

提供までの流れ

- 1 対象者に、情報を地域の関係者へ提供することへの意思を確認
- 2 同意が得られた方に、個別避難計画の作成と提出を依頼
- 3 同意が得られた方の名簿や個別避難計画を地域の避難支援等関係者に提供

※市が作成する名簿は完全なものではありません。
地域からの情報提供（対象者の追加や情報の更新）をお願いします。

避難行動要支援者について

【イメージ図】

【災害時要配慮者】

災害時に特に配慮が必要となる方（※旧災害時要援護者）

自宅で生活している方 ※生活の拠点が地域にある

【避難行動要支援者】

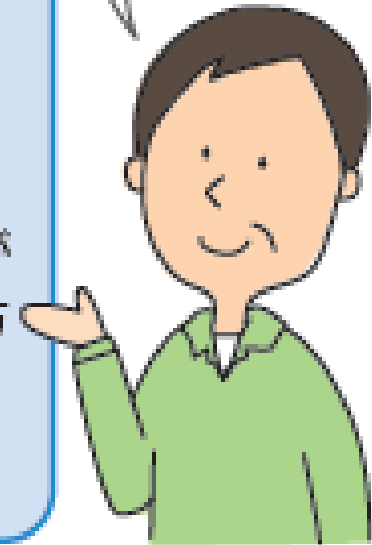
自力では避難ができない（手助けが必要な）方

- 家族だけでは避難対応が困難な方
- ひとりでは避難が必要か判断できない方 など

長期入院患者
施設入所者
など

※生活の拠点が
自宅にない方

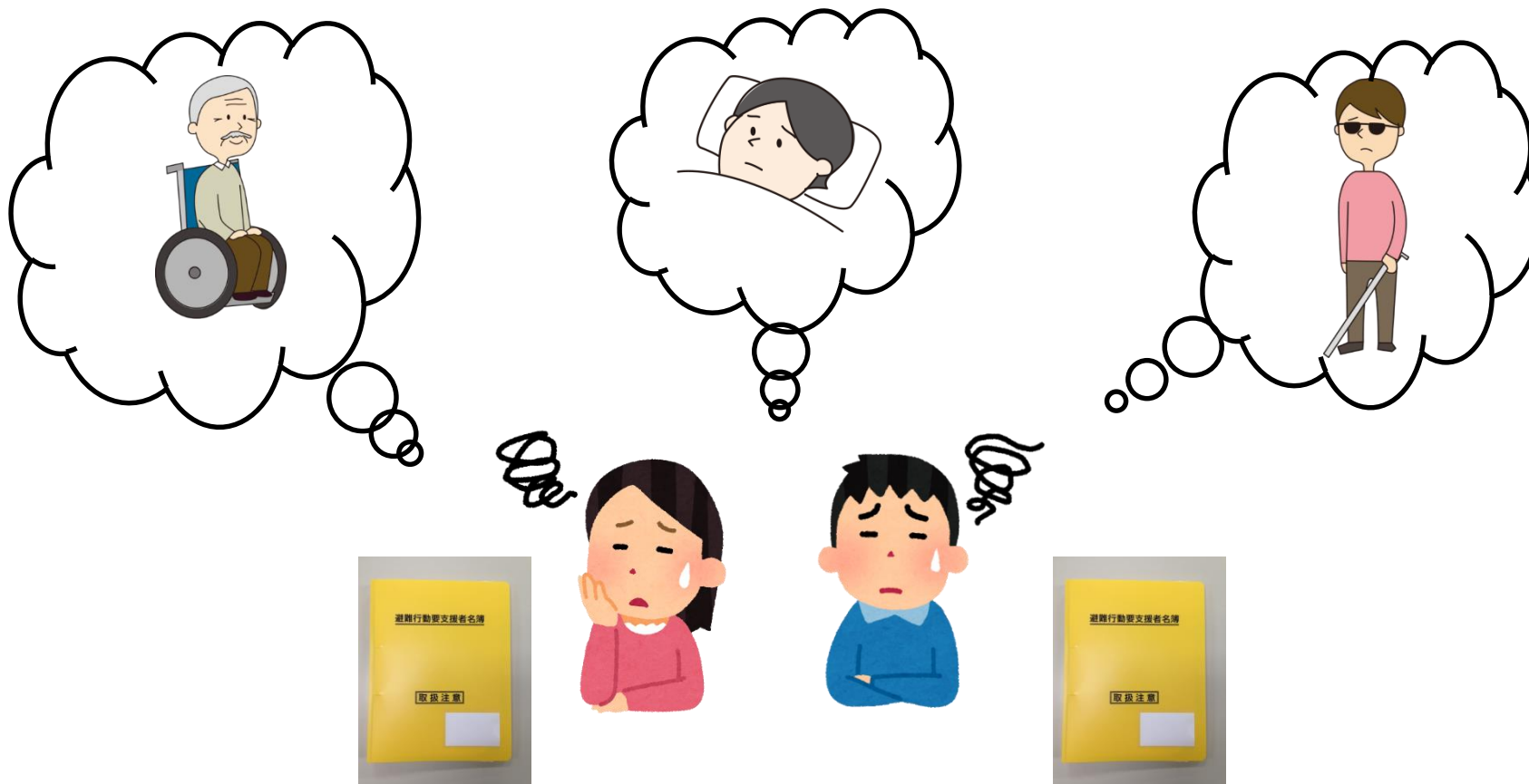
地域で
気にかけてほしい
方々を総称して
「災害時要配慮者」と
呼んでいるんですね



災害対策基本法の改正 (平成26年4月1日施行)

- 行政が持つ情報をもとに、避難行動要支援者名簿の作成が義務化
 - 本人の同意をもとに、平常時から
「地域の関係者」へ情報提供が可能
※同意の意思確認は、行政が行っています
- ➡自治委員、民生委員、自主防災会長
に名簿等を提供しています





◎自治委員、民生委員などの
限られた人員だけでは、対応できません！！

地域の関係者、近隣住民の協力が不可欠です！

誰にも見せられないわけではありません！

名簿の提供前に行政が同意を得ているため
地域の関係者で避難支援を行うための情報共有が可能です！

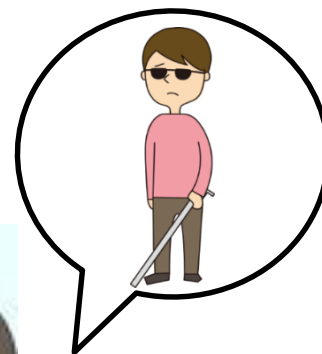
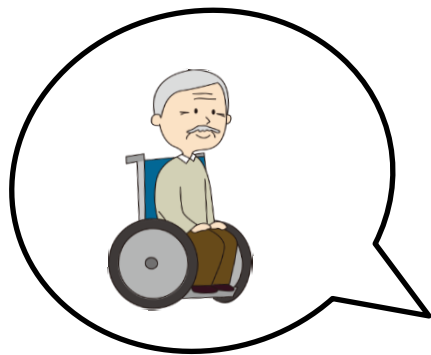
☆地域の関係者との情報共有

- ・要支援者がどこに居るのか
- ・どんな支援を必要としているか 等

☆“自主防災会”として支援する体制づくり

ただし、災害対策基本法第49条の13「守秘義務」があります。

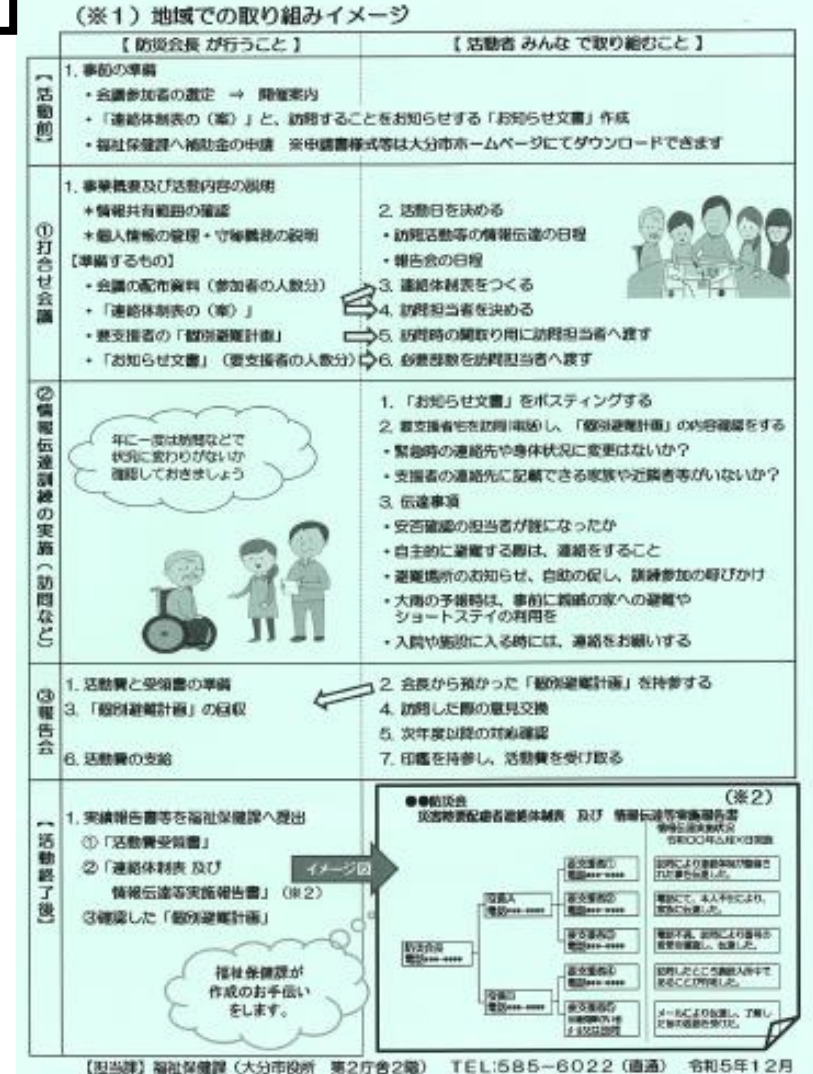
名簿・個別避難計画を活用して、
日頃から「声掛け」や「訓練」など事前の準備を進め
災害時に備えましょう！



災害時要配慮者支援事業の補助金について

チラシの右側 地域での取り組みイメージ➡

- 「地域での取り組みイメージ」として、モデルケースを記載しております。
- この通りでないといけないというわけではありませんので、これを参考に取り組みの検討をお願いします。



活動のながれ

①打ち合わせ会議



②情報伝達訓練の実施



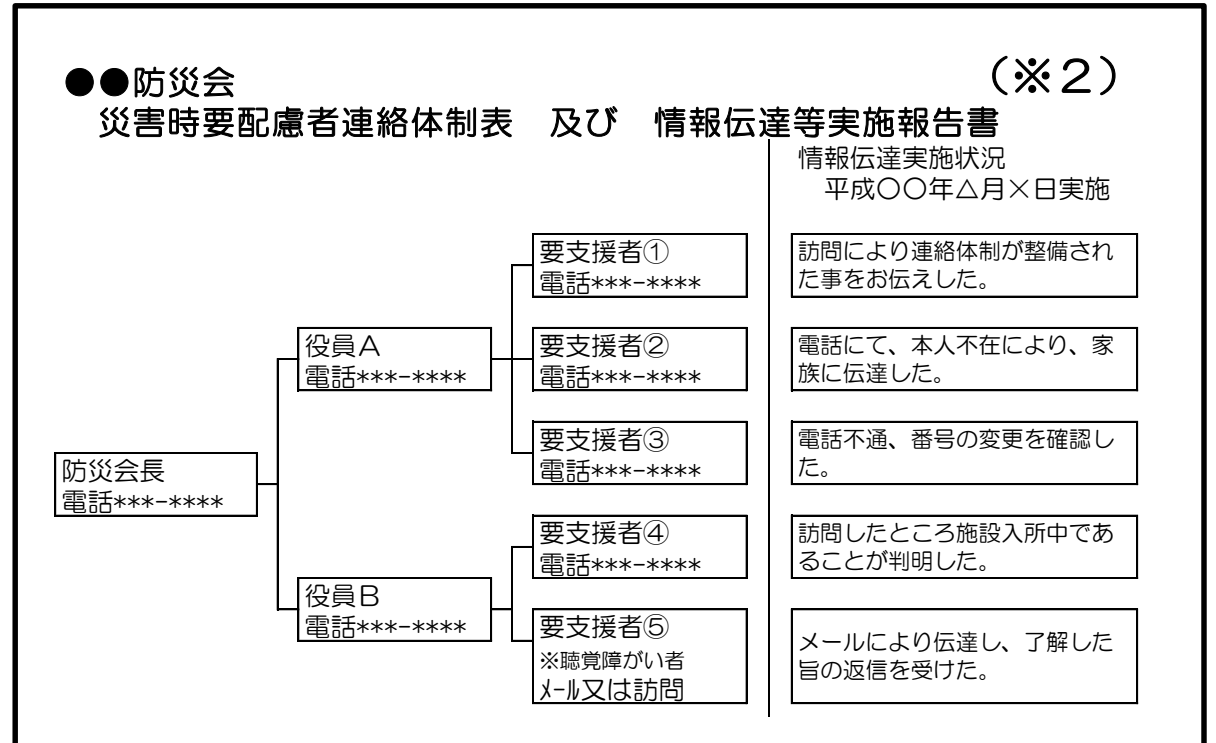
③報告会

①打ち合わせ会議

活動者で集まって、活動内容や日程を決める

★決めること
活動日（情報伝達・報告会）
訪問等担当者
連絡体制表

★確認すること
事業の概要
情報共有の範囲・守秘義務について

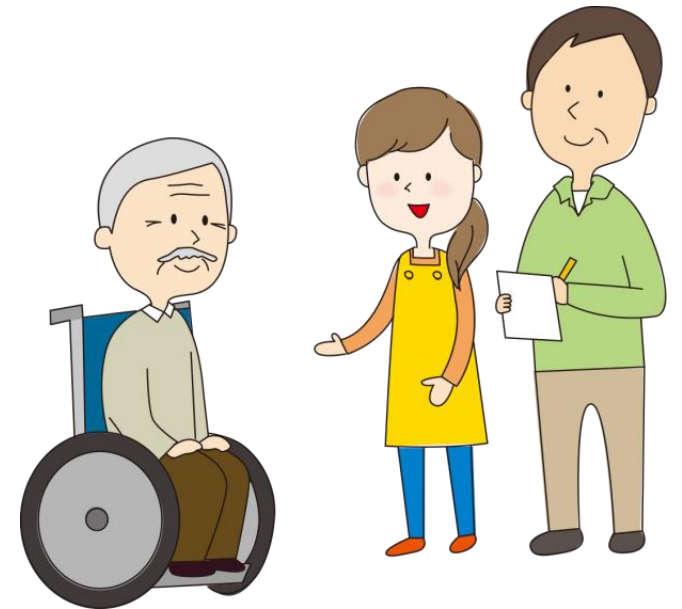


②情報伝達訓練の実施

避難行動要支援者等の状況と災害時の対応について
確認する

★地域の関係者と避難行動要支援者等の関係づくり
のためにも、一度訪問してみましょう

事前に「お知らせ文書」などで訪問の約束
を取り付けておくとスムーズです



訪問等で確認すること

★確認事項

連絡先や身体状況等に変更はないか
支援者になれる人がいるか など

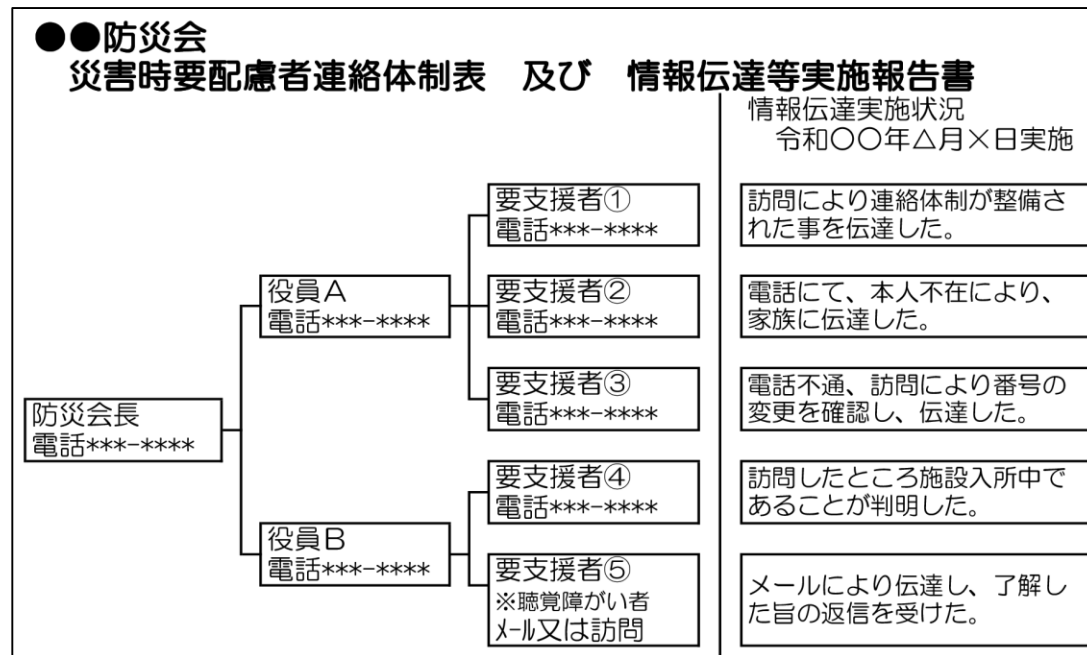
★伝達事項

安否確認等の連絡担当者が誰になったか
自主避難・施設入所等の際は連絡すること
避難場所のお知らせ など

「名簿から取り下げたい」「施設に入所した」等
➡福祉保健課へお知らせください！

③報告会

状況確認した際に気になったことなど意見交換を行い、次年度以降の活動を考える



令和〇年度 〇〇〇防災会
災害時要配慮者支援事業 活動費受領書

	活動日・活動内容	10/31 打合せ会議	11/1~11/20 情報伝達	12/1 報告会	合 計	受領年月日	受領印
1	防災会長 〇〇 〇〇	2,000	2,000	2,000	6,000	令和〇年〇〇月〇〇日	㊟
2	副会長 〇〇 〇〇	2,000	2,000	2,000	6,000	令和〇年〇〇月〇〇日	㊟
3	副会長 〇〇 〇〇	2,000	0	2,000	4,000	令和〇年〇〇月〇〇日	㊟
4	会計 〇〇 〇〇	2,000	0	2,000	4,000	令和〇年〇〇月〇〇日	㊟
5	防災士 〇〇 〇〇	2,000	2,000	2,000	6,000	令和〇年〇〇月〇〇日	㊟
6	防災士 〇〇 〇〇	2,000	2,000	2,000	6,000	令和〇年〇〇月〇〇日	㊟
7	防災士 〇〇 〇〇	2,000	2,000	2,000	6,000	令和〇年〇〇月〇〇日	㊟
8	防災士 〇〇 〇〇	2,000	2,000	2,000	6,000	令和〇年〇〇月〇〇日	㊟
9	民生委員 〇〇 〇〇	2,000	2,000	2,000	6,000	令和〇年〇〇月〇〇日	㊟
10	民生委員 〇〇 〇〇	2,000	2,000	2,000	6,000	令和〇年〇〇月〇〇日	㊟
	合 計	20,000	16,000	20,000	56,000		

補助の目的

避難行動要支援者等への**情報伝達**や**安否確認**ができる体制づくりを促進し、実効性のある避難支援が地域において実施されること

補助金交付の対象となる団体

自主防災組織に対して交付します。

※自治会ではありません

※連合防災会の場合は、構成する全ての自治区での取り組みが必要です。

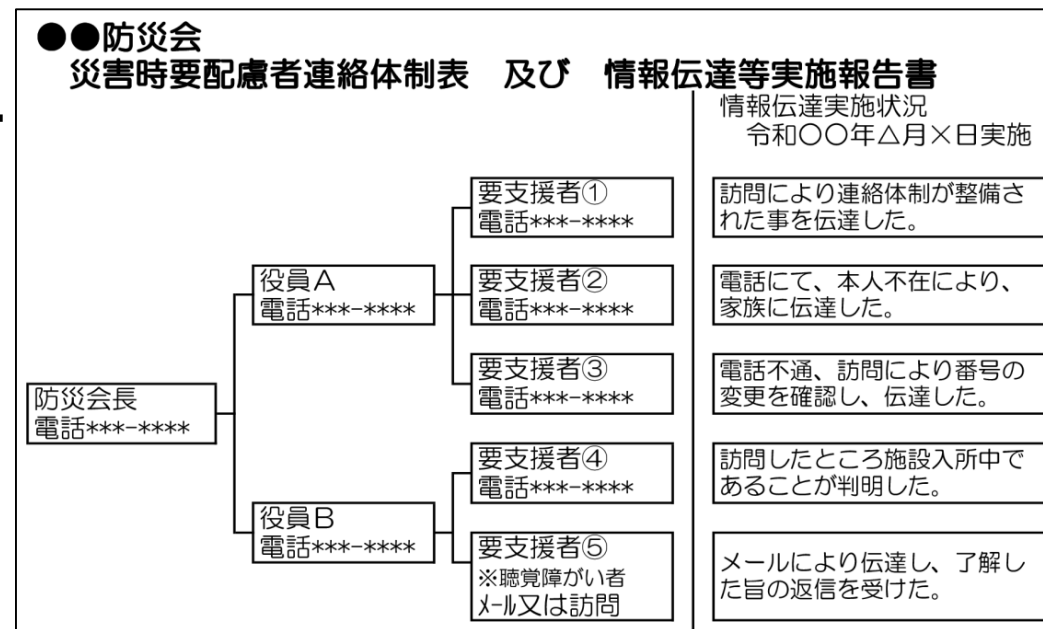


補助金交付の要件

①自主防災組織で連絡体制表を整備する。

※避難行動要支援者は全員含んでください

②平常時に連絡体制表をもとに
情報伝達訓練
(訪問、電話、メール等)
を実施する。



補助限度額

- 限度額6万円の全額補助（1,000円未満切り捨て）

補助金は事業完了後の実績払いです

一時的に自治会費等で活動費等を立替え払いしていただく必要があります。

⇒ 自治会費等へ予算を計上しておきましょう！

補助対象経費

～次のような費用に活用できます～

【活動に参加した方への活動費】

活動費の限度額：

活動者1人あたり1日2,000円まで

自治委員、民生委員の方などにも
活動費の支給は可能です。

（防災組織の一員として活動するため）



※避難行動要支援者1名につき2,000円ではありません。

※平常時の経費が対象です。災害時の経費は除きます。

補助対象経費

～次のような費用に活用できます～

【会議の開催にかかる費用】

- ・会議参加者への飲料代（菓子代や弁当代を除く）
- ・会議に使用する文房具代など
- ・会議の際に使用する手指消毒液など

＊ 補助対象外となるものもありますので
活動費や飲料代以外の経費を計上する場合は
事前にご相談ください。



さいごに

- 平常時から地域の関係者で情報共有し、避難行動要支援者の把握をしておく
 - 地域の関係者と避難行動要支援者がお互いに顔の見える関係をつくっておく
- ⇒災害に強い地域づくりにつながる

地域での取り組みをお願いいたします！